

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○土地改良法により換地処分をした件 五二
- 公告
○福島県准看護師試験を実施する件 五三
- 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更する件 五六

告 示

福島県告示第六百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十五年十月九日柳津北部地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十五年十月二十二日

福島県知事 佐藤雄平
(農地管理課)

公 告

公告第三百二十七号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成二十五年年度福島県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十五年十月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 試験期日
平成二十六年二月十二日（水）午後一時開始
- 二 試験場所

郡山市南二丁目五十二番地 福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）多目的展示ホール

三 提出書類

- 1 受験願書
- 2 写真

出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、受験用写真台紙に貼り付けること。

3 受験資格を証する書類

(一) 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「規則」という。）第二十七条第二号から第四号までに掲げる書類とする。

(二) 受験願書の受付期間内に規則第二十七条第二号の修業証明書又は卒業証明書を添付することができない者は、当該証明書に代えて修業見込証明書又は卒業見込証明書を添付すること。ただし、この者が平成二十六年三月十日午後五時までに修業証明書又は卒業証明書を知事に提出しないときは、試験結果のいかんにかかわらず、当該試験は無効とする。

四 受験手数料

六千九百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消印はしないこと）。

五 受験願書の受付期間

平成二十五年十二月二日から同月四日までに持参又は書留郵便により郵送のこと（郵送の場合は、平成二十五年十二月四日までの通信日付印のあるものは有効とする）。

六 受験願書の提出先

福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課感染・看護室
福島市杉妻町二番十六号（郵便番号九六〇一八六七〇）
電話 〇二四一五二一七二二（直通）

七 その他

- 1 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して百四十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、前記受験願書の提出先へ請求すること。
- 2 試験の詳細については、福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課感染・看護室に問い合わせること。

(地域医療課感染・看護室)

公告第三百二十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第四項の規定により、いわき市復興整備計画にいわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十五年十月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 都市計画の変更の種類及び名称
 - 1 種類 いわき都市計画緑地
 - 2 名称 九号豊間防災緑地
- 二 都市計画の変更を定める土地の区域
 - 1 新たに都市計画に含まれる土地の区域
 - 2 いわき市のうち平豊間字合磯の一部の区域
 - 3 都市計画から除外される土地の区域
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及びいわき市都市建設部都市計画課
 - 2 縦覧期間
平成二十五年十月二十二日から同年十一月五日まで
 - 四 その他
いわき都市計画緑地を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県いわき建設事務所長又はいわき市長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)